

鳥取縣令

條 例

鳥取縣條例第二十五號

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十號鳥取縣賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣賦課徵收條例中改正條例

第四條中「ラジオ税」を削る。

第七條削除

第十七條第一項第五號中「三年以内」を「五年以内」に

加改める。

第十九條第四號を削る。

第三十七條第一項第一號中「十錢」を「十五錢」に改め

同項第二號中「千分の十五」を「千分の十八」に「千分

昭和二十二年十月二十一日
第千八百五十三號

火 曜 日

の十八」を「千分の二十」に「千分の二十三」を「千分の二十五」に改め同條第二項中「百分の二」を「百分の三」に改める。

第六十條第一項中「木材引取税及びラジオ税」を「及び木材引取税」に「第三十三號様式」を「第三十二號様式」に「漁場及びラジオ聴取機」を「及び漁場」に改める
第七十八條中「ラジオ税十一月二十日より同月末日限り」を削る。

別表中「ラジオ税」の項を削る。

別記第三十三號様式削除。

附 則

第七十九條この條例は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣條例第二十六號

昭和二十二年四月鳥取縣條例第九號鳥取縣遊興税賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣遊興稅賦課徵收條例中改正條例
 第三條第四項中「控除した金額」の下に「が十五圓を超
 した料金を」を加え同條第五項中「合計額」の下に「が
 五十圓を超過した料金を」を加える。
 第五條遊興飲食の料金が一人一回三十圓に満たない場合
 には遊興稅を賦課しない。
 2、次に掲げる遊興飲食又は宿泊の料金については前
 項第三條第四項及び第五項の規定にかゝらず料金の
 全額についてこれを賦課する。
 一、藝妓の花代
 二、喜劇その他の花代
 三、藝妓の花代又はその他の花代を伴う遊興飲食又は
 宿泊の料金。
 四、洋風の設備を有し婦女が客席に待して接待するカ
 フェ、バール、ダンスその他の料飲店における遊興飲食の
 料金

第十條中「百分の二」を「百分の三」に改める。
 別記第一條様式中「普通酒料四十圓以上のもの」を「
 普通酒料五十圓以上のもの」に「一人一泊四十圓未満の宿
 泊料」を「一人一泊五十圓未満の宿泊料」に改め「普通
 宿泊料四十圓未満のもの」の欄を削る。
 附則
 この條例は公布の日から起しこれを施行する。

昭 告 示

鳥取縣告示第百六十九號
 昭和二十二年農用毒物劇物營業資格試驗を次のよう
 に施行する。
 昭和二十二年十月三十一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

十八日 昭和二十二年十月三十一日午前十時
 場所 東伯郡倉吉町縣農業會東伯郡支部會議堂
 備考
 志願者は昭和二十二年十月二十八日まで次の様式によ

り願書を提出し試験當日午前九時までに試験場へ試験用
 具攜帶の應來場すること。
 (出願様式)
 農業用毒物劇物營業資格試驗願
 本籍
 現住所
 氏名
 生年
 月日
 番地
 番地
 昭和二十二年十月三十一日施行の農業用毒物劇物營業資
 格試驗を受けたので別紙履歷書、講習證書寫、戶籍抄
 本ならびに寫眞二葉添えお願ひ致します。
 昭和 年 月 日
 右 氏 名 印
 鳥取縣知事

健康保險法、國民健康保險法並びに労働保險法に基く保
 險醫を次のように指定した。
 昭和二十二年十月三十一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所の名称	所在地	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
診療科名	診療所の名称	所在地	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
診療科名	診療所の名称	所在地	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

鳥取縣告示第百七十一號
 昭和二十二年十月三十一日左記の者に對し動力級摺業免
 許證を下附した。
 昭和二十二年十月三十一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號 住 所 氏 名 生 年 月 日
 一、六八二 西伯郡手間村三 芝田 忠 大正五年十一月三十日
 一、六八三 同尚徳村榎原五 牧田輝二 明治三十二年三月三十一日
 三三

鳥取縣告示第百七十一號 昭和二十二年十月三十一日 西 尾 愛 治

報

行旅死亡人公告

(心當の向は直接取扱者へ照會せられたる)

鳥取縣教育民生部長

一、取扱者宮城縣鹽竈市長

(一) 本籍、住所、氏名不詳

推定年齢二十五—三〇才位の男

(二) 死亡の種別溺死

(三) 人相特徴

五尺二寸位の丸顔溺死前は中肉と認めらるゝ、全身腐爛し表皮は背部及腹部に附着あるのみ、殊に鼻唇眼等は腐爛し原形を有せず

(四) 着衣褲一枚

(五) 死亡推定年月日

昭和二十二年八月十四日

右塩釜市營火葬場内に假埋葬した。

二、取扱者栃木縣下都賀郡藤岡町長

(一) 本籍、氏名、年齢不詳の男(幼児)

(二) 相貌其の他特徴身長二尺八寸位、頭髮丸坊主右渡良瀬川上流に於ける洪水に依り溺死し流出したものと認めらる。死後七日を経過してゐる。九月二十二日共同墓地へ埋葬

三、取扱者栃木縣下都賀郡藤岡町長

(一) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二) 相貌其の他特徴

身長四尺四寸位、頭髮オカジハ、丸顔着衣は紅葉模様形村袴木綿、浴衣地下着、ズボン、綿セリモンペイ右は九月十五日の洪水に依り流出されたものと認めらる。死後七日を経過してゐる。九月二十二日共同墓地へ埋葬

四、取扱者栃木縣下都賀郡藤岡町長
(一) 本籍、住所、氏名、年齢不詳の男
(二) 相貌其の他特徴

(一) 本籍、住所、氏名、年齢不詳の男

身長五尺一寸位、頭髮頂部に一寸五分位の頭髮あるも薄く前禿上る、着衣軍用ズボン下、茶色兵庫帯死後約五日を経過、藤岡共同墓地へ假埋葬

五、取扱者栃木縣下都賀郡穂積町長

(一) 本籍、住所、氏名、年齢不詳の男

(二) 相貌其の他特徴

身長四尺九寸位、ヤセ型、頭髮五分刈、鼻高、上齒四本欠本三ツ遺留品、中四、鼻高、重裏付、白木綿軍衣即白木綿土衣、股引、古帯、桐下駄、野球帽、パンツ各一枚、五十五

右は同村鹽澤地内で九月三十日發見同日假埋葬した

六、取扱者山形縣最上郡古口村長

(一) 本籍、住所、氏名不詳

四十五才位の男子

(二) 人相、着衣、携行品

身長五尺一寸位、細顔、角刈

黒色乗馬ズボンの上は更に露降木綿ズボンを重ねて着用、

白木綿褲、鉛筆一本、葉書一枚、封筒一枚

(三) 死後後身日及死亡原因

昭和二十二年九月七日午後八時十分頃

自殺と推定

(四) 取扱状況

昭和二十二年九月八日眞柄共同墓地に假埋葬した

七、取扱者石川縣河北郡七塚町長

(一) 本籍、住所、氏名不詳

六十才位の女子

(二) 人相、特徴

身長四尺六寸位、頭髮は白髪交り腐爛のため其の他不詳

(三) 着衣、携行品

本綿紫地松葉小模様上衣、本綿黒地縦縞モンペ、本綿縞小模様腰巻を着し、黒地財布(内側に青山達衆會と記銘、白紐白玉珠數、親谷と刻した印鑑、十圓紙幣三枚在中)を所持

(四) 死体發見日場所

昭和二十二年九月二十一日七塚町遠塚沖漂流せるを發見

、溺死後一週間乃至十日間經過したものと推定

八、取扱者

山形縣西田郡念珠ヶ岡村長

(一) 本籍、住所、氏名不詳

(二) 相貌其の他特徴

(一) 年齢、性別、腐爛のため判明せざるも骨格から見て
 老年に非ず、中年女子と推定

(二) 衣服及着衣 (三) 衣服
 丈四尺六寸位、着衣として右腕に紺色夏カサの一部分
 縫製された、臍部に闊帯が附着してある。右腕に縫製された
 赤の袖口に「A」の赤字が赤糸で縫付あり

(四) 死亡年月日死後三ヶ月位経過と推定
 在念珠園村大字大岩川字濱中部落の共同墓地に假埋葬せ
 り

九、取掘遺石埋藏所北郷保利御蔵村長

(一) 本籍、住所、氏名不詳

(二) 性別、年齢男子五十才位

(三) 身長五尺五寸位、中肉、面長、鼻高、頭髮は五分刈で白
 髪あり

(四) 着衣及携行品
 鼠色ジャンパー、白ズボン、手袋等、靴、腰間箱

(五) 発見場所、場所

昭和二十二年九月七日鳥居藤原保利御蔵東方二十軒の陸
 道内御蔵石蔵に御蔵第九番百三十番裏に假埋葬

昭和二十二年十月三十一日印
 鳥取県公報

鳥取県公報

(第三種郵便物認可)

鳥取県公報
 第九百五十五号
 昭和二十二年十月三十一日